

# 我孫子市

## 放射性物質除染実施計画

(第2次 平成23年4月～平成26年3月)

平成24年4月 策定

平成25年4月 改訂

# 目次

はじめに	1
○計画策定の趣旨	
○基本方針	
○これまでの取り組み	
1. 除染等の措置等の実施に関する方針	4
○目標	
○子どもの利用する施設における市の独自目標	
○計画期間	
○優先順位及び汚染の状況に応じた除染方針	
2. 除染計画の対象となる区域	7
3. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域	10
4. 除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置	12
5. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期	14
6. 除染に伴い発生した土壌・廃棄物の収集、運搬、保管および管理に関する事項	15
7. 子どもが多く利用する施設の除染概要（総括表）	16
8. 計画の管理について	26
○進行管理	
○実施状況の公表	
○計画の見直し	
9. その他	26
○総合計画の策定	
○費用負担について	

## はじめに

### ○計画策定の趣旨

本計画は、放射性物質汚染対処特別措置法（以下、「特措法」という）<sup>※1</sup>に基づき、我孫子市が「汚染状況重点調査地域<sup>※2</sup>」に指定されたことを受け、特措法第36条第1項<sup>※3</sup>に基づく除染等の措置等の実施に関する計画として定めるものです。

市は、平成23年10月14日に「我孫子市放射性物質除染計画（第1次）」を策定し、平成24年3月までの計画として小中学校、保育園、幼稚園、公園等の除染を進めてきました。法定の計画となる本計画を、平成23年度の取組みも含めて第2次計画と位置づけ、引き続き総合的かつ計画的な除染等の措置等を行います。

本計画では、市内の放射線量の実状に応じ、特に子どもが多く利用する施設においてはできる限り放射線量の低減を図り、事故前の状態に近づけることを目的に、法定外の独自目標も合わせて設定します。

なお、本計画は、外部被ばくの低減を目的とした放射性物質の除染について定めるものとし、食品や健康管理への対応を含めた放射能に対する総合的な取り組みについては、別に計画を定めて推進していきます。

※1 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年8月30日公布 一部施行、平成24年1月1日全面施行）」

※2 その地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定することが必要な地域。我孫子市は、平成23年12月28日に指定を受ける。

※3 第36条第1項「都道府県知事等は、汚染状況重点調査地域内の区域であって、第三十四条第一項の規定による調査測定の結果その他の調査測定の結果により事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認めるものについて、除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、当該都道府県又は市町村内の当該区域に係る除染等の措置等の実施に関する計画を定めるものとする。」

## ○基本方針

市は、市民の健康と、安全で安心な暮らしを守るため、放射能汚染への対応を最重要課題として捉え、迅速かつ着実な除染に向け本計画を推進します。

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による汚染は市全域に広がっており、除染にあたっては市だけでなく、自治会や市民団体など市民との連携、協力が不可欠です。このため、市が市民と協力して本計画を推進していくことを基本とします。

この方針に基づき、市は、引き続き様々な情報を公表し、市民との情報共有を行っていきます。

また、自治会や市民団体などが行う除染作業に対し、アドバイザーの派遣や資機材の提供等、積極的に支援します。

## ○これまでの除染の取組み

5月末に小学校8校で初めて放射線量の測定を行い、市内の放射能汚染の状況が明らかになりました。小学校では、教職員と保護者や地域の方々が協力して、各校の実状に応じて表土の削り取りや側溝清掃、除草作業等を行いました。

6月末からは、簡易放射線量測定器を用いて市内13か所の放射線量の定点測定を開始しました。また、小中学校、保育園、幼稚園、主要な公園では2週間に1度の定期測定を始めました。各施設における放射線量の把握が進んだことにより、小中学校、保育園、幼稚園では砂場の砂の入れ替えを行い、公園では比較的線量の高い公園から草刈り、集草を行いました。

8月には、放射能対策に関する基本的な考え方を示し、小中学校全校で側溝の高圧洗浄や汚泥除去等を行い、保育園・幼稚園では側溝清掃や表土除去等を行いました。公園は、草刈り・集草を継続し、9月以降は砂場の砂の入れ替えを行っています。天王台西公園と柴崎台中央公園では高圧洗浄や覆土、表土除去等の除染を行いました。

10月14日には、我孫子市放射性物質除染計画を策定しました。同計画に基づき、4月末までに小学校4校、市立保育園7園、公園16か所で表土除去を含めた除染を完了する予定です。また、小中学校、保育園、幼稚園に近い場所から、道路側溝汚泥の除去を行っています。

表1 これまでの測定・除染の経過

	測定の経過	除染の経過
5月	○小学校8校の測定を実施	
6月	○小学校残り5校の測定を実施 ○保育園・幼稚園、主要な公園で放射線量を測定 ○定点測定開始 ○小中学校、保育園、幼稚園、主要な公園で定期測定を開始	●保護者や地域の方々と協力し、表土の削り取り、側溝清掃、除草等を実施  ●線量の高い公園で草刈・集草を実施
7月		
8月		●小中学校、保育園・幼稚園、公園で砂場の砂の入替え開始  ●市立保育園で表土の削り取りを実施
9月		●天王台西公園、柴崎台中央公園で除染を実施  ●小中学校の側溝清掃を業者委託により実施
10月		
11月		
12月	○小中学校における放射線量マップの作成を開始 ○未測定の市内公共施設の放射線量測定を開始	●小中学校、保育園、幼稚園周辺の道路側溝清掃実施  ●公園9か所の表土除去等を実施  ●小学校2校の表土除去または覆土等を実施
24年 1月	○保育園・幼稚園における放射線量マップの作成を開始	
2月		●小学校2校の表土除去等を実施  ●公園5か所の除染を実施
3月		

## 1. 除染等の措置等の実施に関する方針

### ○目標

市は、放射性物質汚染に対する市民の不安を一日でも早く解消し、安全・安心な生活環境を取り戻すため、次のような目標のもとに、放射性物質の除去に責任を持って取り組みます。

- ① 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 基本方針」（平成23年11月11日）に基づき、追加被ばく線量（自然被ばく線量と医療被ばく線量を除いた被ばく線量）を年間1ミリシーベルト以下にすることを目指します。
- ② 除染にあたっては、「除染関係ガイドライン」（平成23年12月 第1版 環境省）（以下、「除染関係ガイドライン」という。）に基づき、高さ1メートル（幼児・低学年児童等の生活空間を配慮し、小学生以下の子どもが多く利用する場所については、高さ50センチメートル）での放射線量を毎時0.23マイクロシーベルト未満にすることを目指します。

#### 【毎時0.23マイクロシーベルトの算定根拠について】

- ① 事故とは関係なく、自然界の放射線が元々存在し、大地からの放射線は毎時0.04マイクロシーベルト、宇宙からの放射線は毎時0.03マイクロシーベルトである。  
※大地からの放射線、宇宙からの放射線はそれぞれ年間0.38ミリシーベルト、年間0.29ミリシーベルトであり、これを一時間当たりに換算（24時間×365日で割る）した数値
- ② 追加被ばく線量年間1ミリシーベルトを、一時間当たりに換算すると、毎時0.19マイクロシーベルトと考えられる。（1日のうち屋外に8時間、屋内（遮へい効果（0.4倍）のある木造家屋）に16時間滞在するという生活パターンを仮定）  
※毎時0.19マイクロシーベルト×（8時間+0.4×16時間）×365日  
＝年間1000マイクロシーベルト（1ミリシーベルト）
- ③ 通常のNaIシンチレーション式サーベイメータによる放射線量の測定では、事故による追加被ばく線量に加え、自然界からの放射線のうち、大地からの放射線分が測定されるため、  
0.19 + 0.04（大地からの放射線）＝毎時0.23マイクロシーベルト

※災害廃棄物安全評価検討会・環境回復検討会 第1回合同検討会資料「追加被ばく線量年間1ミリシーベルトの考え方」を参考に作成

## ○子どもが多く利用する施設における市の独自目標

国際放射線防護委員会（ICRP）の提唱する放射線による被ばくに対処する際の原則の一つに、「合理的に達成可能な限り被ばくを低減する」とあります。

小中学校、保育園、幼稚園等の子どもが多く利用する施設については、可能な限り事故前の状態に近づけるため、市独自の追加目標として、地上5センチメートルでも放射線量を毎時0.23マイクロシーベルト未満とすることを目指します。

また、積算線量計による測定を継続し、子どもたちの生活実態に合わせた年間の積算放射線量の算定で1ミリシーベルト以下となるように、市独自の取り組みも行っています。

## ○計画期間

計画期間を平成23年4月から、平成26年3月まで（平成23～25年度）とします。

## ○優先順位及び汚染の状況に応じた除染方針

除染にあたっては、放射線の影響が成人より大きい子どもの生活空間を迅速に除染することが重要です。

そのため、学校、保育園、幼稚園、公園等、子どもが多く利用する施設については、優先的かつできるだけ早期に除染を行います。

また、原子力災害対策本部が実施した試算によれば、放射性物質の物理的減衰や風雨などの自然要因による減衰（ウェザリング効果）によって、2年を経過した時点における推定年間被ばく線量は、現時点（平成23年8月）と比較して約40パーセント減少するとしています<sup>\*1</sup>。

したがって、子どもが多く利用する施設以外については、毎時0.23マイクロシーベルトを超える場所の中でも、原則として放射線量の高い施設から優先的に行うものとします。

戸建て住宅・集合住宅等を含めた民有地の除染については、当面は市が行う資機材の提供等の支援事業によって、市民（所有者・管理者）や自治会及び管

理組合等と協力しながら除染を進めます。

戸建て住宅については、子どもが多く利用する施設の除染実施状況を見ながら、子どものいる世帯を優先して除染を行います。

民有地における局所的に高い放射線量が測定される箇所については、市内に相当数存在すると考えられるため、放射線量の測定結果や場所・範囲等を勘案し、市が市民や所有者・管理者の方と協力しながら除染を行います。

※1 「除染に関する緊急実施基本方針」及び「推定年間被ばく線量の推移」（平成23年8月26日 原子力災害対策本部）を参照

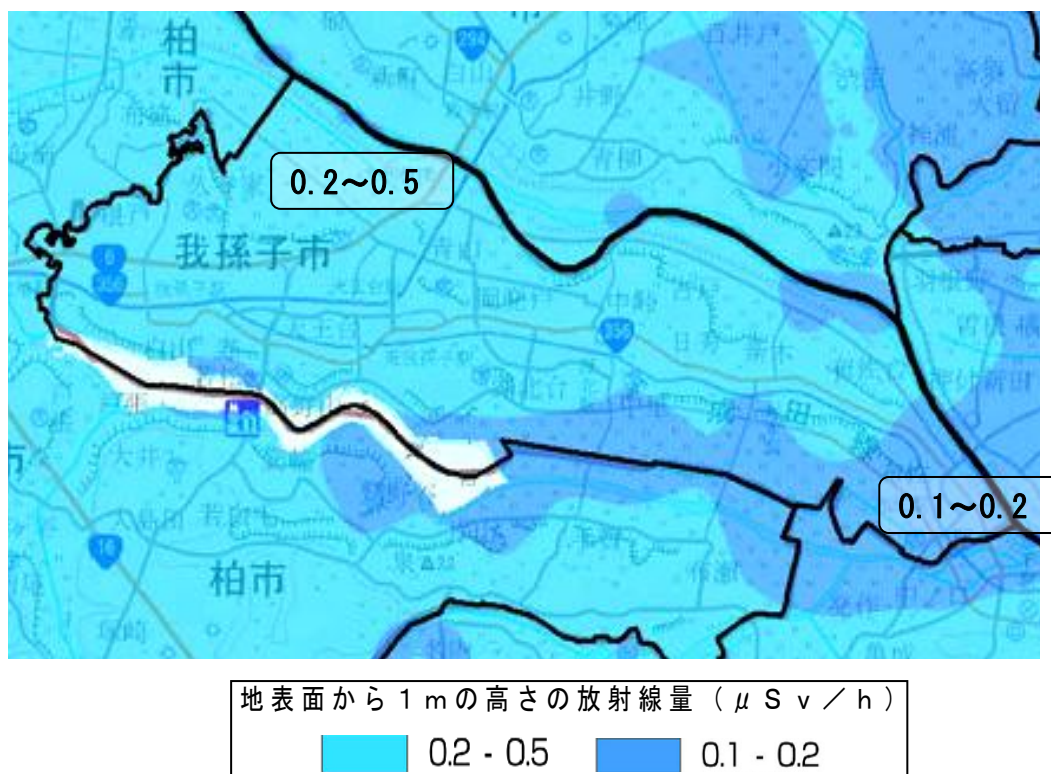


## 2. 除染実施計画の対象となる区域

除染実施計画の対象となる区域は、我孫子市全域とします。

- ① 航空機モニタリングの結果（図1）によると、ほぼ全域で地表面から1メートルの高さの放射線量は、毎時0.2～0.5マイクロシーベルトとなっています。
- ② 航空機モニタリングの結果および、市が行った小学校、公園（図2）や街路等での放射線量の測定値から、市内の各小学校区に含まれる街区（字）の平均的な空間放射線量を算定すると、地表1メートルの高さで毎時0.23マイクロシーベルト以上となっております。

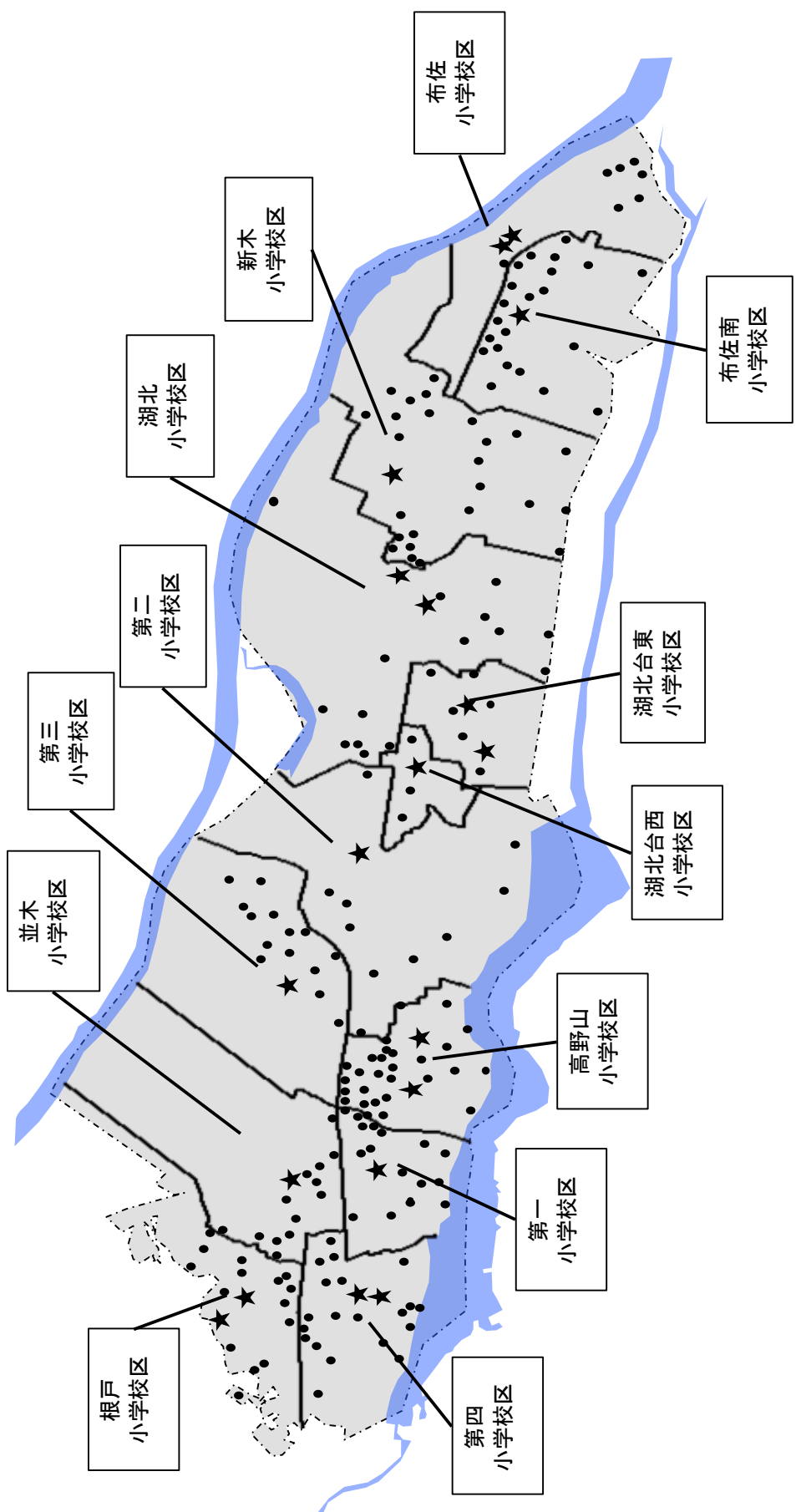
このため、我孫子市では、全小学校区内の全街区を除染実施区域（表2）に設定いたしました。



※参照：文部科学省 放射線量等分布マップ <http://ramap.jaea.go.jp/map/map.html>

図1 航空機モニタリングによる放射線量の測定結果

图2 除染実施区域位置图



★： 小学校・中学校  
●： 公園等

※ 小学校区は、「我孫子市生活環境図集(1998)」を参考に作成

表2 学区別の除染実施区域(字名)

区域名	除染実施区域となる字名
第一小学校区	本町3丁目、栄、寿1～2丁目、緑1～2丁目、若松、栄
第二小学校区	天王台1～4丁目、東我孫子1丁目、下ヶ戸、岡発戸、都部、岡発戸新田、都部新田、都部村新田、上沼田
第三小学校区	柴崎、柴崎台1～5丁目、青山台1～4丁目、青山、南青山、日の出
第四小学校区	我孫子1～4丁目、本町1～2丁目、白山1～3丁目、船戸1～3丁目、台田1～4丁目、根戸の一部、呼塚新田、根戸新田
根戸小学校区	根戸、つくし野、つくし野2～5丁目、久寺家、久寺家1～2丁目、布施、布施下
並木小学校区	つくし野1丁目、つくし野6～7丁目、並木5～9丁目、北新田、弁天下
高野山小学校区	我孫子、泉、高野山、高野山新田、天王台5～6丁目、東我孫子2丁目、我孫子新田
湖北台西小学校区	湖北台8～10丁目
湖北台東小学校区	湖北台1～7丁目、中里新田、中峠村下
湖北小学校区	中峠、中峠台、古戸、中里、日秀、中里新田、日秀新田
新木小学校区	古戸、新木、新木野1～4丁目、南新木1～4丁目、新木村下、中沼田、江蔵地、下沼田
布佐小学校区	布佐、布佐1丁目、布佐平和台1丁目、都、布佐西町、新々田
布佐南小学校区	布佐、布佐平和台2～7丁目、大作新田、浅間前新田、下沼田、布佐下新田、三河屋新田、相島新田、相島

### 3. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域

特措法第35条第1項<sup>※1</sup>により、市内の各施設における除染の実施主体は次のようになります。

- 国の管理する施設（国道等）…国
- 県の管理する施設（県立高校、特別支援学校、国・県道等）…県
- 市の管理する施設（小中学校、市立保育園、公園、市道等）…市
- 独立行政法人等の管理する施設…独立行政法人・一部事務組合
- 上記以外の施設（私立の保育園・幼稚園・高校・大学、民家、商業施設、工場、私道、農地等）…市

また、迅速な除染のためには、市民や所有者の方の協力が不可欠です。

学校、保育園、幼稚園、公園等、子どもが多く利用する施設は、優先順位及び汚染の状況に応じた除染方針に基づき、市が主体となって優先的に行います。

一方、民家等の民有地については、市が市民や所有者・管理者の方と協力しながら除染を進めます。

特に、各地域の除染にあたっては、自治会等による協力が重要であるため、自治会等が行う除染に関して、空間線量計などの備品や、手袋、マスク、ゴーグルといった消耗品の提供を行います。また、引き続き市民からの相談に対応するほか、アドバイザーの派遣や除染に関する説明会の開催など除染作業のフォローを行うとともに、広報・ホームページを通じて様々な情報を提供します。

※1 第35条第1項「第36条第1項に規定する除染実施計画の対象となる区域として当該除染実施計画に定められる区域内の土地であって次の各号に掲げるもの及びこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件に係る除染等の措置等は、当該各号に定める者が実施するものとする。

- 一 国が管理する土地 国
- 二 都道府県が管理する土地 当該都道府県
- 三 市町村が管理する土地 当該市町村
- 四 環境省令で定める者が管理する土地 当該環境省令で定める者
- 五 前各号に掲げる土地以外の土地 当該土地が所在する市町村

表3 除染対象の区分

除染対象	対象となる施設	除染実施者
公共施設のうち、学校等子どもが多く利用する場所	小学校、中学校、公立保育園、私立保育園、私立幼稚園、子育て支援施設、こども発達センター、公園、子どもの遊び場、学童保育室、スポーツ施設(運動場、スポーツ広場、テニスコート、野球場、キャンプ場)	市 (一部施設で住民の協力を得て行う)
上記以外の市が管理する公共施設(公立施設)	市役所・支所・出張所、保健センター、公民館、近隣センター、図書館、生涯学習・文化施設・博物館、高齢者・障害者福祉施設、市民農園、市民の森、市道、消防署、その他の公共施設	市 (一部施設で住民の協力を得て行う)
民家(戸建住宅)	戸建て住宅	市 (所有者(管理者)の協力を得て行う)
教育施設、商業施設、工場、病院、集合住宅等	私立高校、私立大学、商業施設、工場、病院、集合住宅	市 (所有者(管理者)の協力を得て行う)
農地	田畑、果樹園等	市 (所有者(管理者)の協力を得て行う)
国が管理する公共施設	国道※1	国
県が管理する公共施設	県立高校、特別支援学校、県管理道路、職業訓練施設、手賀沼親水広場、県営住宅	県
独立行政法人等が管理する公共施設	UR都市機構賃貸住宅、障害者福祉施設※1	独立行政法人 一部事務組合

※1 国・独法等の管理する土地における具体的に除染する対象、除染方法等については、今後、国・独法等と相談し定めることとします。

#### 4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壤等の除染等の措置

除染等の措置等の実施にあたっては、次の点に留意しながら進めます。

- ・ 除染の前後に放射線量を測定し、除染の効果を確認しながら実施します。
- ・ 除染等の措置については、原則として除染関係ガイドライン及びこれを踏まえて策定された放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成24年3月改定 環境省）に示す方法（表4）の中から必要なものを選定します。
- ・ 土壤等の除染にあたっては、除去土壤等の発生抑制に配慮するとともに、放射性物質を周囲に拡散させないように、必要な措置を講じます。
- ・ 汚染の固定化・拡散を防ぐためには、作業を迅速に行うことが必要であることから、特に学校、保育園、幼稚園、公園等、子どもが多く利用する施設については全体的な除染を優先的かつ早急に行っていきます。

表4 除染対象に応じた除染等の措置

除染対象	除染作業等	内容
公共施設のうち、学校等子どもが多く利用する施設	建屋の洗浄	・ 屋上等の清掃、拭き取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄 ・ 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等
	アスファルト等の除染	・ ブラシ洗浄 ・ 側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
	表土除去及び客土※	・ 庭等における表土等の除去 ・ 客土、圧密による原状回復
	表土除去及び現場保管※	・ 庭等における表土等の上下層の土の入替、除去等 ・ 現場保管の際の残土による原状回復
	土地表面の被覆※	・ 汚染されていない土等による被覆
	草木除去	・ 枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄 ・ 落葉の除去、除草
上記以外の公共施設、商業施設、工場、集合住宅等	建屋の洗浄	・ 屋上、壁面の清掃、拭き取り ・ 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等
	アスファルト等の除染	・ 側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
	草木除去	・ 枝葉の剪定、落葉の除去、除草

除染対象区分	除染作業等	内容
戸建て住宅	家屋の除染	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 壁面等の清掃、拭き取り</li> <li>・ 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等</li> </ul>
	コンクリート等の除染	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去</li> </ul>
	草木除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 枝葉の剪定</li> <li>・ 落葉の除去、除草</li> </ul>
道路	路面洗浄等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 散水車及び清掃車によるブラッシング</li> <li>・ 手作業によるブラシ洗浄</li> <li>・ 歩道洗浄、除草</li> </ul>
	側溝の清掃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 泥等の掻き出し、除草</li> <li>・ ブラシ洗浄</li> </ul>
	法面の除草	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除草</li> </ul>
農地（果樹園、茶園）	樹皮の洗浄及び剪定・剪枝	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹皮の洗浄</li> <li>・ 枝葉の剪定、摘採後の深刈り、中刈り、台刈り、古い枝葉の除去</li> </ul>
	除草等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除草</li> <li>・ 水路の清掃、汚泥の除去</li> </ul>
農地（果樹園、茶園を除く）	反転耕・深耕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 深耕プラウ等によるすき込み</li> <li>・ 土面の踏圧、碎土、均平化</li> </ul>
	農地への措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 肥料、有機質資材、土壌改良資材等の散布</li> </ul>
	除草等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畦畔、農道の除草</li> <li>・ 水路の清掃、汚泥の除去</li> </ul>

※「表土除去及び客土」と「表土除去及び現場保管」、「土地表面の被覆」については、いずれか一つを選択する。

(放射線量低減対策特別緊急事業費補助金取扱要領を参考に作成)

## 5. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

除染対象ごとの着手予定時期及び完了予定時期（表5）については、優先順位及び汚染の状況に応じた除染方針に基づき、学校、保育園、幼稚園、公園等子どもが多く利用する施設の除染を早期に行います。

個々の施設の除染は、個別に実施計画を作成します。特に公共施設については施設利用を極力制限しないことを基本とし、実施の時期を調整します。

また、局所的に線量の高い場所については、各施設における除染完了後、または実施前においても、放射線量の測定結果や場所・範囲等を勘案し、その都度対応します。

なお、全体的な計画の進捗状況を確認し、必要な場合はスケジュールを見直します。

表5 除染実施スケジュール

対象区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度
子どもが多く利用する施設	小中学校、保育園・幼稚園、子育て支援施設、学童保育室、こども発達センター	→		
	公園、子どもの遊び場	→		
	スポーツ施設	→		
道路(市道)		→		
上記以外の市が管理する施設		→		
民家(戸建住宅)		→		
教育施設、商業施設、工場、病院、集合住宅等		→		
農地		(詳細測定を行い、方針を決定する)		
国が管理する施設		(協議の上、実施時期等を検討)		
県が管理する施設		→		
独立行政法人等が管理する施設		(測定を行い、方針を決定する)		

※点線矢印：局所的に線量の高い場所への対応



## 6. 除去土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び管理に関する事項

除染に伴い発生する除去土壌等については、最終処分するまでの間、「除去土壌の保管に係るガイドライン」に沿って、現場保管、仮置場での保管によって適切に処理します。

原則として、除染を行った施設の敷地内に保管（現場保管等）しますが、道路側溝等周囲が舗装などで保管が困難な場合については、今後市が設置する仮置場に保管します。

除去土壌等の収集、運搬、保管にあたっては、安全性の確保を最優先に、飛散・流出防止の措置等を講じるとともに、特措法第39条第5項<sup>※1</sup>に定める保管台帳を作成し、管理を徹底します。

※1 第39条第5項「除染実施計画を定めた都道府県知事等は、環境省令で定めるところにより、除染実施区域内の土地等に係る除去土壌等の保管に関する台帳を作成し、これを管理しなければならない。」

## 7. 子どもが多く利用する施設の除染概要（総括表）

子どもが多く利用する施設における除染の概要は、次の施設別の総括表のとおりとします。

### 総括表一覧

- ① 小学校（あびっ子クラブを含む）
- ② 中学校
- ③ 保育園、幼稚園、子育て支援施設
- ④ こども発達センター
- ⑤ 学童保育室
- ⑥ 公園
- ⑦ 子どもの遊び場
- ⑧ スポーツ施設
- ⑨ 道路（市道）

## 除染対象施設別除染概要（総括表①）

<p>【除染対象区分】： 公共施設のうち、学校等子どもが多く利用する場所</p> <p>【施設区分】： 小学校</p> <p>【除染目標】：          ○除染については、国の放射性物質汚染対処特措法に基づく除染関係ガイドラインを踏まえ、高さ50センチメートルの放射線量を毎時0.23マイクロシーベルト未満にすることを旨とする。          ○高さ50センチメートルでの放射線量を毎時0.23マイクロシーベルト未満にするよう対応する。          ○積算線量計による年間の積算放射線量の推計値が1ミリシーベルト以下となるよう対応する。</p>	<p style="text-align: right;">【実施主体】：市（教育委員会）</p> <p>【除去土壌等の収集・運搬・保管及び管理の方法】          ○削り取った表土、汚泥は、除染関係ガイドラインに基づき、自区内に穴を掘り遮水シート等で被い、30センチメートル以上の覆土をする。          ○落ち葉、剪定した枝、刈り取り芝草はクリーンセンターに搬入</p>
<p>【除染方針（除染対象及び除染方法）】          ○校庭…表面5センチメートル程度の削り取り又は覆土、原状回復          ○砂場…砂の入れ替え          ○校舎周り…舗装部分の洗浄、表土削り取り          ○屋上、ペランダ、校舎壁面、雨樋…落ち葉、汚泥の除去、高圧洗浄          ○側溝…側溝汚泥除去及び洗浄          ○草木…枝の剪定、低木等の高圧洗浄、落葉の除去、除草</p> <p>以上を含め、総合的な除染を実施する。また、除染にあたっては上記より必要な方法を選定する。</p>	<p>☆平成24年度 実施計画</p> <p>○放射線量マップを作成し、放射線量が毎時0.23マイクロシーベルトを超えた箇所について除染を行う。          ○除染は、除染方針の中から必要なものを選定して行う。          ○小学校13校の校舎及び校舎周り除染工事を行う。(H24.4～H24.8)          ○小学校9校の校庭全面除染工事を行う。(H24.4～H24.8)</p>
<p>【着手予定時期及び完了予定時期】：平成23年度～平成24年8月末</p>	
<p>★平成23年度 実績</p> <p>○小学校13校砂場入替 H23.8～H23.11          ○小学校13校敷地内側溝清掃 H23.9～H23.11          ○小学校校庭一部除染工事（表土削り取り、樹木剪定、側溝改修、汚染表土埋設用穴掘削等） H23.6～H24.3          ○小学校4校の校庭全面除染工事 H23.12～H24.3</p>	

除染対象施設別除染概要(総括表②)

<p>【除染対象区分】: 公共施設のうち、学校等子どもが多く利用する場所</p>	<p>【実施主体】: 市(教育委員会)</p>
<p>【施設区分】: 中学校</p>	<p>【除染目標】: ○除染については、国の放射性物質汚染対処特措法に基づく除染関係ガイドラインを踏まえ、高さ50センチメートルの放射線量を毎時0.23マイクロシーベルト未満にすることを旨とする。 ○高さ5センチメートルでの放射線量を毎時0.23マイクロシーベルト未満にするよう対応する。 ○積算線量計による年間の積算放射線量の推計値が1ミリシーベルト以下となるよう対応する。</p>
<p>【除染方針(除染対象及び除染方法)】 ○校庭…表面5センチメートル程度の削り取り又は覆土、原状回復 ○砂場…砂の入れ替え ○校舎周り…舗装部分の洗浄、表土削り取り ○屋上・ペランダ、校舎壁面、雨樋…落ち葉、汚泥の除去、高圧洗浄 ○側溝…側溝汚泥除去及び洗浄 ○草木…枝の剪定、低木等の高圧洗浄、落葉の除去、除草 以上を含め、総合的な除染を実施する。また、除染にあたっては上記より必要な方法を選定する。</p>	<p>【除去土壌等の収集・運搬・保管及び管理の方法】 ○削り取った表土、汚泥は、除染関係ガイドラインに基づき、自区内に穴を掘り遮水シート等で被い、30センチメートル以上の覆土をする。 ○落ち葉、剪定した枝、刈り取り芝草はクリンセンターに搬入</p>
<p>【着手予定時期及び完了予定時期】:平成23年度～平成24年8月末</p>	
<p>★平成23年度 実績 ○中学校6校砂場入替 H23.8～H23.11 ○中学校6校敷地内側溝清掃 H23.9～H23.11 ○中学校校庭一部除染工事(表土削り取り、樹木剪定、側溝改修、汚染表土埋設用穴掘削等) H23.6～H24.3</p>	<p>☆平成24年度 実施計画 ○放射線量マップを作成し、放射線量が毎時0.23マイクロシーベルトを超えた箇所について除染を行う。 ○除染は、除染方針の中から必要なものを選定して行う。 ○中学校6校の校舎及び校舎周り除染工事を行う。(H24.4～H24.8) ○中学校6校の校庭全面除染工事を行う。(H24.4～H24.8)</p>

除染対象施設別除染概要(総括表③)

<p>【除染対象区分】: 公共施設のうち、学校等子どもが多く利用する場所</p>	<p>【実施主体】: 市(保育課)</p>
<p>【施設区分】: 保育園、幼稚園、子育て支援施設</p>	<p>○除染については、国の放射性物質汚染対処特措法に基づく除染関係ガイドラインを踏まえ、高さ50センチメートルの放射線量を毎時0.23マイクロシーベルト未満にすることを旨とする。          ○高5センチメートルでの放射線量を毎時0.23マイクロシーベルト未満にするよう対応する。          ○積算線量計による年間の積算放射線量の推計値が1ミリシーベルト以下となるよう対応する。</p>
<p>【除染方針(除染対象及び除染方法)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○園庭…表面5センチメートル程度の削り取り又は覆土、原状回復</li> <li>○砂場…砂の入れ替え</li> <li>○園舎周り…舗装及びコンクリート部分の高圧洗浄、表土削り取り</li> <li>○屋根・屋上・園舎壁面、雨樋…落ち葉、汚泥の除去、高圧洗浄</li> <li>○側溝…側溝汚泥除去及び洗浄</li> <li>○草木…枝の剪定、低木等の高圧洗浄、落葉の除去、除草</li> </ul> <p>以上を含め、総合的な除染を実施する。また、除染にあたっては上記より必要な方法を選定する。</p>	<p>【除去土壌等の収集・運搬・保管及び管理の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○削り取った表土、汚泥は、除染関係ガイドラインに基づき、自区内に穴を掘り遮水シート等で被い、30センチメートル以上の覆土をする。</li> <li>○落ち葉、剪定した枝、刈り取り芝草はクリーンセンターに搬入</li> </ul>
<p>【着手予定時期及び完了予定時期】: 平成23年度～平成24年8月末</p>	
<p>★平成23年度 実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市立保育園7園において、園庭表土の削り取り、砂場の砂の入れ替え、側溝清掃等を実施 H23. 8～H23. 11</li> <li>○私立保育園10園及び幼稚園10園において、園庭の土の削り取り、砂場の砂の入れ替え、芝の剥ぎ取り、園舎・遊具の洗浄等を実施 H23. 6～H23. 11</li> <li>○わくわく広場庭の表土の削り取り及びび芝の剥ぎ取りを実施 H23. 11</li> </ul>	<p>☆平成24年度 実施計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○放射線量マップを作成し、放射線量が毎時0.23マイクロシーベルトを超えた箇所について除染を行う。</li> <li>○除染は、除染方針の中から必要なものを選定して行う。</li> <li>○保育園20園、幼稚園10園の園舎及び園舎周り除染工事を行う。(H24.4～H24.8)</li> <li>○保育園20園、幼稚園10園の園庭全面除染工事を行う。(H24.4～H24.8)</li> </ul>

除染対象施設別除染概要(総括表④)

<p>【除染対象区分】: 公共施設のうち、学校等子どもが多く利用する場所</p>	<p>【実施主体】: 市(子ども相談課)</p>
<p>【施設区分】: 子ども発達センター(福祉施設)</p>	<p>【除染目標】: ○除染については、国の放射性物質汚染対処特措法に基づく除染関係ガイドラインを踏まえ、高さ50センチメートルの放射線量を毎時0.23マイクロシーベルト未満にすることを旨とする。 さらに、本市独自の取組みとして、 ○高さ5センチメートルでの放射線量を毎時0.23マイクロシーベルト未満にするよう対応する。</p>
<p>【除染方針(除染対象及び除染方法)】 ○園庭…芝草の除去、原状回復 (表面10センチメートル程度削り、その上に盛り土をする)</p>	<p>【除去土壌等の収集・運搬・保管及び管理の方法】 ○削り取った芝草は、委託業者が回収、処理をする。</p>
<p>【着手予定時期及び完了予定時期】: 平成23年度～平成24年8月末</p>	
<p>★平成23年度 実績 ○芝草の除去後、盛り土(約10センチメートル)を実施。</p>	<p>☆平成24年度 実施計画 ○放射線量を継続的に測定し、放射線量が毎時0.23マイクロシーベルトを超えた箇所について除染を行う。</p>

除染対象施設別除染概要（総括表⑤）

<p>【除染対象区分】： 公共施設のうち、学校等子どもが多く利用する場所</p>	<p>【実施主体】：市（子ども支援課）</p>
<p>【施設区分】： 学童保育室</p> <p>【除染目標】： ○除染については、国の放射性物質汚染対処特措法に基づく除染関係ガイドラインを踏まえ、高さ50センチメートルの放射線量を毎時0.23マイクロシーベルト未満にすることを旨とする。 さらに、本市独自の取組みとして、 ○高さ5センチメートルでの放射線量を毎時0.23マイクロシーベルト未満にするよう対応する。</p>	
<p>【除染方針（除染対象及び除染方法）】</p> <p>○建屋の洗浄…屋根・壁面等の清掃、拭き取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄、雨樋等の清掃 ○アスファルト・コンクリート等の除染…ブラシ洗浄、側溝等の清掃、洗浄（高圧洗浄を含む）、汚泥の除去 ○表土除去及び客土…敷地庭における表土等の除去、客土、圧密による原状回復 ○表土除去及び現場保管…敷地庭における表土等の上下層の土の入れ替え、除去、現場保管の際の残土による原状回復 ○草木除去…枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄、落葉の除去、除草</p> <p>以上を含め、総合的な除染を実施する。また、除染にあたっては上記より必要な方法を選定する。</p>	<p>【除去土壌等の収集・運搬・保管及び管理の方法】</p> <p>○削り取った表土、汚泥は、除染関係ガイドラインに基づき、自区内に穴を掘り遮水シート等で被い、30センチメートル以上の覆土をする。 ○落ち葉、剪定した枝、刈り取り芝草はクリーンセンターに搬入</p>
<p>【着手予定時期及び完了予定時期】：平成23年度～平成24年8月末</p>	
<p>★平成23年度 実績</p> <p>○根戸小学童保育室 ・アスファルト（一部）の高圧洗浄 H23.12～H24.1</p> <p>○高野山小学童保育室 ・側溝の清掃 H23.11 ・樹木剪定、落葉の除去 H23.12 ・敷地庭一部の表土除去、覆土 H24.2</p>	<p>☆平成24年度 実施計画</p> <p>○放射線量マップを作成し、放射線量が毎時0.23マイクロシーベルトを超えた箇所について除染を行う。 ○除染は、除染方針の中から必要なものを選定して行う。 ○根戸小、高野山小、第三小の学童保育室の建屋及び建屋の周りの除染工事を行う。(H24.4～H24.8) ○根戸小、高野山小、第三小の学童保育室の庭の全面除染工事を行う。(H24.4～H24.8) ○上記の他10校の学童保育室については、当該各小学校が行う除染に合わせを行う。(H24.4～H24.8)</p>

## 除染対象施設別除染概要（総括表⑥）

<p>【除染対象区分】： 公共施設のうち、学校等子どもが多く利用する場所</p>				<p>【実施主体】：市（公園緑地課）</p>
<p>【施設区分】： 公園</p>				
<p>【除染目標】：</p>	<p>○除染については、国の放射性物質汚染対処特措法に基づき除染関係ガイドラインを踏まえ、高さ50センチメートルの放射線量を毎時0.23マイクロシーベルト未満にすることを旨とする。</p> <p>さらに、本市独自の取組みとして、</p> <p>○砂場は高さ5センチメートルでの放射線量を毎時0.23マイクロシーベルト未満にするように対応する。</p>			
<p>【除染方針（除染対象及び除染方法）】</p> <p>○広場…芝・草刈り、集草、落葉清掃、表土1～5センチメートル程度の削り取り又は覆土、原状回復</p> <p>○樹木…枝葉の剪定</p> <p>○砂場…砂の入替え</p> <p>○遊具…拭き取り、高圧洗浄</p> <p>○側溝…側溝汚泥除去及び洗浄</p> <p>○園路…洗浄</p> <p>以上を含め、総合的な除染を実施する。また、除染にあたっては上記より必要な方法を選定する。 *除染は、小学校区のバランスを考慮し、放射線量が高く、子どもの利用が多い公園を優先して実施する。</p>	<p>【除染方針（除染対象及び管理の方法）】</p> <p>○削り取った表土、汚泥は、除染関係ガイドラインに基づき、自区内に穴を掘り遮水シート等で被い、30センチメートル以上の覆土をする。</p> <p>○落ち葉、剪定した枝、刈り取り芝草はクリーンセンターに搬入</p>			
<p>【着手予定時期及び完了予定時期】：平成23年度～平成25年度</p>				
<p>★平成23年度 実績</p> <p>○16公園の除染工事 H23.9～H24.3</p> <p>○44箇所の砂場の砂の入替え H23.9～H24.1</p> <p>○放射線量の低減策として全公園で草刈り、集草、清掃を実施 H23.5～H24.3</p>				<p>☆平成24～25年度 実施計画</p> <p>☆平成24年度</p> <p>○放射線量マップを作成し、放射線量が毎時0.23マイクロシーベルトを超えた箇所について除染を行う。</p> <p>○約80公園の除染工事</p> <p>○残りの対象砂場の砂の入替え</p> <p>○放射線量の低減策として草刈り、集草、剪定、清掃を実施</p> <p>☆平成25年度</p> <p>○放射線量マップを作成し、放射線量が毎時0.23マイクロシーベルトを超えた箇所について除染を行う。</p> <p>○残りの除染対象公園の除染工事</p> <p>○放射線量の低減策として草刈り、集草、剪定、清掃を実施</p>



除染対象施設別除染概要（総括表⑦）

<p>【除染対象区分】： 公共施設のうち、学校等子どもが多く利用する場所</p>	<p>【実施主体】：市（公園緑地課）</p>
<p>【施設区分】： 子どもの遊び場</p>	<p>【除染目標】：                  ○除染については、国の放射性物質汚染対処特措法に基づく除染関係ガイドラインを踏まえ、高さ50センチメートルの放射線量を毎時0.23マイクロシーベルト未満にすることを旨とする。                  さらに、本市独自の取組みとして、                  ○砂場は高さ5センチメートルでの放射線量を毎時0.23マイクロシーベルト未満にするように対応する。</p>
<p>【除染方針（除染対象及び除染方法）】                  ○広場…芝・草刈り、集草、落葉清掃、表土1～5センチメートル程度の削り取り又は覆土、原状回復                  ○樹木…枝葉の剪定                  ○砂場…砂の入替え                  ○遊具…拭き取り、高圧洗浄                  ○側溝…側溝汚泥除去及び洗浄                  ○園路…洗浄</p>	<p>【除去土壌等の収集・運搬・保管及び管理の方法】                  ○削り取った表土、汚泥は、除染関係ガイドラインに基づき、自区内に穴を掘り遮水シート等で被い、30センチメートル以上の覆土をする。                  ○落ち葉、剪定した枝、刈り取り芝草はクリーンセンターに搬入</p>
<p>以上を含め、総合的な除染を実施する。また、除染にあたっては上記より必要な方法を選定する。</p>	<p>【着手予定時期及び完了予定時期】：平成23年度～平成25年度</p>
<p>★平成23年度 実績                  ○草刈り、集草、清掃を実施</p>	<p>☆平成24～25年度 実施計画                  ☆平成24年度                  ○放射線量マップを作成し、放射線量が毎時0.23マイクロシーベルトを超えた箇所について除染を行う。                  ○子ども達の利用の多い子ども遊び場の除染工事                  ○砂場の砂の入替え                  ○放射線量の低減策として草刈り、集草、剪定、清掃を実施</p>
<p>○草刈り、集草、清掃を実施</p>	<p>H23.5～H24.3                  ☆平成25年度                  ○放射線量マップを作成し、放射線量が毎時0.23マイクロシーベルトを超えた箇所について除染を行う。                  ○残りの除染対象子ども遊び場の除染工事                  ○放射線量の低減策として草刈り、集草、剪定、清掃を実施</p>

除染対象施設別除染概要(総括表⑧)

<p>【除染対象区分】: 公共施設のうち、学校等子どもが多く利用する場所</p>	<p>【実施主体】: 市(教育委員会)</p>
<p>【施設区分】: スポーツ施設(運動広場、テニスコート、野球場、キャンプ場)</p>	<p>【除染目標】: ○除染については、国の放射性物質汚染対処特措法に基づく除染関係ガイドラインを踏まえ、高さ50センチメートルの放射線量を毎時0.23マイクロシーベルト未満にすることを旨とする。</p>
<p>【除染方針(除染対象及び除染方法)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○テニスコート…表面5センチメートル程度の削り取り又は覆土、原状回復</li> <li>○芝生…張替え、原状回復</li> <li>○トラック部分…表面5センチメートル程度の削り取り又は覆土、原状回復</li> <li>○グラウンド…表面5センチメートル程度の削り取り及び覆土、原状回復</li> <li>○側溝…側溝汚泥除去及び洗浄</li> </ul> <p>除染にあたっては上記より必要な方法を選定する。</p>	<p>【除去土壌等の収集・運搬・保管及び管理の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○削り取った表土、芝生、汚泥は、除染関係ガイドラインに基づき、自区内に穴を掘り遮水シート等で被い、30センチメートル以上の覆土をする。</li> </ul>
<p>【着手予定時期及び完了予定時期】: 平成24年度～平成25年度</p>	<p>☆平成24～25年度 実施計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○放射線量マップを作成し、放射線量が毎時0.23マイクロシーベルトを超えた箇所について除染を行う。</li> <li>○除染は、除染方針の中から必要なものを選定して行う。</li> </ul>
<p>★平成23年度 実績</p>	

除染対象施設別除染概要(総括表⑨)

<p>【除染対象区分】: 市が管理する公共施設</p>	<p>【実施主体】: 市(道路課)</p>
<p>【施設区分】: 市道</p>	<p>【除染目標】: ○除染については、国の放射性物質汚染対処指針に基づき除染関係ガイドラインを踏まえ、高さ1メートルの放射線量を毎時0.23マイクロシーベルト未満にすることを旨とする。</p>
<p>【除染方針(除染対象及び除染方法)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○側溝の清掃…泥等の掻き出し、除草、ブラシ洗浄</li> <li>○街路樹…枝葉の剪定</li> <li>○街路樹柵…落葉撤去、除草</li> </ul>	<p>【除去土壌等の収集・運搬・保管及び管理の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○除染作業で発生した土砂は、除染関係ガイドラインに基づき、適正に収集・運搬を行い、仮置場に保管する。</li> <li>○除染作業で発生した土砂の収集・運搬・保管にあたっては、安全性の確保を最優先に、飛散・流出防止の措置等を講じる。</li> <li>○落ち葉、剪定した枝はクリーンセンターに搬入。</li> </ul>
<p>【着手予定時期及び完了予定時期】: 平成23年度～平成25年度</p>	<p>★平成23年度 実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○道路側溝の土砂撤去・処分…H23. 11～H23. 12</li> <li>○街路樹の剪定…H23. 7～H24. 3</li> </ul> <p>☆平成24～25年度 実施計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校、保育園、幼稚園等の周辺及び主要な通学路を優先的に、次の作業を実施する。</li> <li>○道路側溝の土砂撤去</li> <li>○街路樹の剪定</li> <li>○街路樹柵の落葉撤去、除草</li> </ul>

## 8. 計画の管理について

### ○進行管理

本計画の進捗状況の把握等の進行管理は、市長を委員長とする「我孫子市放射能対策会議」で行います。

### ○実施状況の公表

本計画に基づく放射線量の測定結果、除染作業の実施状況については、広報、我孫子市ホームページ等により随時公表します。

また、市で行う公共施設の除染にあたっては、除染作業の前後に看板等で実施状況をお知らせするなど周辺住民への周知を図ります。

### ○計画の見直し

本計画に基づき放射線量の定期測定を継続し、放射線量の推移を確認していきます。

放射線量の推移状況、除染の進捗状況及び国の動向等により、適宜、本計画の内容、期間等の見直しを行います。

## 9. その他

### ○総合計画の策定

今後、市の放射能に対する取り組みとして、農産物や給食の安全性、我孫子市産農産物の風評被害対策、放射線の健康への影響等の対応を含めた放射能対策総合計画を策定し推進していきます。

### ○費用負担について

本計画の中で、特措法に基づいて行う除染等の措置等に係る費用については、国の負担のもとで行います。それ以外の費用については、除染を早急に進めるために一時的に市が負担し、原因者である東京電力株式会社に請求します。

(我孫子市放射性物質除染計画に関する問い合わせ先一覧)

問い合わせ内容	担当課	連絡先
除染計画全般	放射能対策室	7185-2495
小中学校の除染	教育委員会 総務課	7185-1110
保育園、幼稚園、子育て支援施設の除染	保育課	7185-1111 (内線 445)
こども発達センターの除染	子ども相談課	7188-0472
学童保育室の除染	子ども支援課	7185-1111 (内線 449)
公園、子どもの遊び場	公園緑地課	7185-1111 (内線 544)
スポーツ施設の除染	教育委員会 文化スポーツ課	7185-1604
道路(通学路)の除染	道路課	7185-1111 (内線 532)
その他の除染	放射能対策室	7185-2495



我孫子市  
放射能対策会議  
事務局：放射能対策室  
〒270-1192  
我孫子市我孫子1858  
04-7185-1111 (代)